

○活水学院職員育児休業規程

(目的)

第1条 本規程は、就業規則第29条の2の規定に基づき、育児休業の制度を設けて、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、もってその福祉を増大することを目的とする。

(育児休業の申出)

第2条 本学院の職員は、2歳に満たない子を養育するため、当該子が満2歳に達する日まで、育児休業をすることができる。ただし、一定の期間を定めて雇用される職員(以下「期間契約職員」という。)にあっては、2に定める者に限り、育児休業をすることができる。

2 育児休業ができる期間契約職員は、申告時点において、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 勤務が1年以上であること。
- (2) 子が1歳に達する日を超えて雇用関係が継続することが見込まれていること。
- (3) 子が1歳に達する日から1年を経過する日までに労働契約期間が満了し、更新されないこと
が明らかでないこと。

3 育児休業中の職員又は配偶者が育児休業中の職員は、次の事情がある場合に限り、原則として子の1歳の誕生日から1歳6カ月に達するまでの間で必要な日数について育児休業をすることができる。なお、育児休業を開始しようとする日は、原則として子の1歳の誕生日に限るものとする。

(1) 保育所に入所を希望しているが、入所できない場合

(1) 職員の配偶者であって育児休業の対象となる子の親であり、1歳以降育児に当たる予定であった者が、死亡、負傷、疾病等の事情により子を養育することが困難になった場合

4 育児休業をしようとする職員(以下「育児休業職員」という。)は、1カ月以前(第2条第3項に基づく1歳を超える休業の場合は、2週間前)に育児休業申出書を人事給与係に提出しなければならない。

5 育児休業は、特別な事情がない限り同一の子に対し、連続した期間1回限りとする。ただし、産後休暇を取得していない職員が、子の出生日または出産予定日のいずれか遅い方から8週間以内に最初の育児休業については、1回の申出とはしない。この場合、育児休業が8週間以内に終了しているものに限る。

(育児休業期間の変更)

第3条 育児休業職員は、育児休業期間変更申出書により、人事給与係に休業開始予定日の1週間前までに申し出ることにより、休業開始予定日の繰り上げ変更を行うことができる。

2 育児休業職員は、育児休業を終了しようとする日(以下「休業終了予定日」という。)の1カ月前までに申し出ることにより、1回に限り、当該子が1歳に達する日までの期間を限度として、休業終了予定日の繰り下げ変更を行うことができる。なお、第2条第3項に基づく休業をしている場合は、2週間前までに申し出ることにより、別途繰り下げ変更を行うことができる。

(育児休業の効果)

第4条 育児休業職員は、職員としての身分を保有するが、職務には従事しないものとする。

2 育児休業職員は、育児休業終了後、原則として原職または原職相当職に復帰させるものとする。

第5条 育児休業職員に対しては、育児休業期間、給与規程第2条に定める給与は支給しない。

2 期末手当・勤勉手当については、算定期間に勤務実績がある場合は、その期間に応じて期末手当・勤勉手当を支給する。

(育児休業の終了)

第6条 育児休業は、次のいずれかに該当する場合、終了するものとする。

- (1) 育児休業職員が産前の休暇を始めた場合、介護休業又は新たな育児休業が始まった場合
- (2) 当該子を養育しなくなった場合
- (3) 育児休業に係る子が2歳に達した場合

(育児短時間勤務)

第7条 本学院の職員は、3歳に達するまでの子を養育するため、正規の勤務時間を短縮し、6

時間以上の勤務時間とすることができる。ただし、1歳に満たない子を養育する女子職員は就業規則第14条に定める育児時間とあわせて2時間を超えない範囲で勤務時間の短縮をすることができる。

- 2 短時間勤務を申し出る場合は、育児短時間勤務申出書により、1カ月前までに人事給与係に申し出るものとする。
- 3 短時間勤務期間中における給与、期末手当、退職金、昇給の算定に当たっては、通常の勤務をしているものとみなし減額等を行わないものとする。

(育児休業期間の取扱い)

第8条 育児休業期間中の昇給については、休業期間を終了し、職務復帰後、休業期間の2分の1の期間引続き勤務したものとみなして計算し、調整する。期末手当（勤勉手当を除く。）については育児休業期間の2分の1の期間を在職期間として取り扱うこととする。

- 2 退職金の算定については、育児休業期間の2分の1の期間を在職期間として通算する。
- 3 年次有給休暇の権利発生のための出勤率算定に当たっては、育児休業をした日は、出勤したものとみなす。

第9条 この規程の改廃は、常任理事会が行う。

附 則 1

この規程は、1992年4月1日から施行する。

附 則 2

この規程は、1999年（平成11年）4月1日から施行する。

附 則 3

この規程は、2000年（平成12年）1月1日から施行する。

附 則 4

この規程は、2002年（平成14年）4月1日から施行する。

附 則 5

この規程は、2004年（平成16年）10月1日から施行する。

附 則 6

この規程は、2005年（平成17年）4月1日から施行する。

附 則 7

この規程は、2005年（平成17年）7月8日から施行する。

附 則 8

この規程は、2007年（平成19年）7月1日から施行する。

附 則 9

この規程は、2008年（平成20年）3月1日から施行する。

附 則 10

この規程は、2010年（平成22年）6月30日から施行する。

附 則 11

この規程は、2010年（平成22年）10月18日から施行する。